

はじめに

点検整備について

点検整備の必要性

1)点検整備は、お車の健康診断です。
自動車は多くの部品からなり、ご使用頂いている間に各部が摩耗したり劣化していきます。
お車の性能を維持し安全・快適に末永くお使い頂くためにも、日常の保守管理と定期的な点検を行い、必要な整備を実施する事が非常に大切になります。
点検整備を怠りますとお車の故障や事故につながる可能性があります。

2)点検整備の実施は、お客さまの自己管理責任です。
お車を常に良好な状態でご使用頂くために、お客さまの責任において点検整備を確実に行うことが法で義務付けられています。
使用状況に応じた適切な点検整備および国が定める日常点検整備、定期点検整備を確実に行う必要があります。

3)点検整備結果は、車両に備え付けられているメンテナンスノートに記録してください。

目次

1. 点検整備方式の見方	2
2. 新車点検項目	3
3. 車載式故障診断装置(OBD)の診断	3
4. 自家用乗用車	
定期点検項目	4
定期交換項目	5
5. 乗用レンタカー等*	
定期点検項目	6
定期交換項目	7

*自家用貨物/特種車が含まれます

点検整備方式の見方

点検整備方式とは、法で定められた定期点検項目と日産が指定する点検整備項目、及びそれらの実施時期をまとめたものです。

自家用乗用車

点検整備項目		点検整備時期				厳しい使われ方の条件 詳しくは、P2「点検整備方式の見方」を参照ください。				備考
		日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	2年ごと					
点検箇所		点検項目				A	B	C	D	
動力伝達装置	トランスミッション及びドライブシャフト(減速機)	油漏れ及び油量			◆◆					
		連結部の緩み			◆◆					
		自在継手部のグリスブーツの亀裂及び損傷			◇●	◎	◎	◎		
原動機	本体	低速及び加速の状態		●						
電気専用装置 自動車	充電装置	充電ポートへの異物混入及び損傷			○ ○ ○					
		ゴムキャップ 内部確認			○ ○ ○					

乗用レンタカー等

点検整備項目		点検整備時期			備考
		日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	
点検箇所		点検項目			
原動機	本体	低速及び加速の状態		●※	●
	潤滑装置	オイル漏れ			● ●
		水量		●※	
		水漏れ			●

日常点検項目における「※」は、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいことを示します。

記号の見方

記号	説明	備考
●	法で定められた点検時期を示します	
◆	法で定められた距離項目を示します	自動車登録日または、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離が、下記に該当する場合は、省略することができます。ただし、2回連続して省略することはできません。 ・ 自家用乗用車:年間当たり5,000 km (2年点検の対象の場合は2年間で10,000 km)に満たない場合 ・ 乗用レンタカー等:6カ月当たり4,000 km (1年点検の対象の場合は年間で8,000 km)に満たない場合
○	日産が指定する点検時期を示します	
◇	日産が指定する厳しい使われ方をする場合の点検時期を示します	走行距離が多い場合および下記の条件での走行が多い場合(目安:走行距離の約30%以上)に適用します。

厳しい使われ方の条件

車が通常より厳しい状態で使われた場合、部品の劣化が標準的な使われ方のときと比べ著しく異なる場合があります。この様な場合に定期点検とは別に、車の使われ方に合わせて日産が指定する点検整備項目があります。

- A) 悪路(凹凸路、砂利道、雪道、未舗装路)
 B) 走行距離が多い(目安:20,000km以上/1年)
 C) 山道、登降坂路
 D) 短距離走行の繰り返し(8km以下/1回走行)

新車点検項目

点検整備項目			点検整備時期			備考
			自家用乗用車		乗用レンタカー等	
点検箇所		点検項目	新車 1 か月 点検	新車 6 か月 点検	新車 1 か月 点検	
かじ取り装置	ギヤボックス	油漏れ	○		○	
制動装置	ブレーキペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間	○	○	○	
		ブレーキの効き具合		○		
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	○	○	○	
		ブレーキの効き具合		○		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○		○	
	リザーバタンク	液量	○	○	○	
	ホイル	タイヤの空気圧	○	○	○	
		ホイルナット及びホイルボルトの緩み	○		○	
動力伝達装置	トランスミッション及びトランスファ（減速機）	油漏れ	○		○	
電気装置	バッテリー	液量		○		12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要
原動機	本体	低速及び加速の状態	○		○	
	冷却装置	水量	○	○	○	
灯火装置及び方向指示器		ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の作用	○	○	○	
電気自動車用装置	充電装置	充電ポートへの異物混入及び損傷	○	○	○	
		ゴムキャップ内部確認		○		

車載式故障診断装置（OBD）の診断

パワースイッチをONにしたときに、下記メーター内の警告灯が点灯後、消灯することを確認してください。消灯しない場合は、日産販売会社にご連絡ください。

警告灯の種類	表示
EVシステム警告灯	
ブレーキ警告灯	
ABS警告灯	
エアバッグ警告灯	
エマージェンシーブレーキ警告灯	
プロパイロット故障警告	⚠ 警告 システム故障 取扱説明書を見てください

自家用乗用車 定期点検項目

点検整備項目			点検整備時期				厳しい使用方の条件 詳しくは、P2「点検整備方式の見方」を参照 ください。				備考	
			日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	2年ごと						
点検箇所		点検項目					A	B	C	D		
かじ取り装置	ハンドル	操作具合				●						
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み		◇	◆	◎	◎	◎				
	ロッド 及びアーム類	緩み、がた及び損傷				◆						
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷		◇	●	◎	◎	◎				
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント				◆						
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間			●	●						
		踏みしろ及び効き具合	●									
		ブレーキの効き具合			●	●						
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	●		●	●						
		ブレーキの効き具合			●	●						
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		◇	●	●	◎	◎	◎			
	リザーバ・タンク	液量	●									
	マスタ・シリンダ、 ホイール・シリンダ 及び ディスク・カリパ	液漏れ			●	●						
		機能、摩耗耗及び損傷				●						
	ブレーキ・ディスク及び パッド	ディスクとパッドとのすき間			◆	◆						
パッドの摩耗			◇	◆	◆	◎	◎	◎				
ディスクの摩耗及び損傷				◇	●	◎	◎	◎				
走行装置	ホイール	タイヤの状態			◆	◆						
		タイヤの空気圧	●									
		タイヤの亀裂及び損傷	●									
		タイヤの溝の深さ	●									
		タイヤの異状な摩耗	●									
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み			◆	◆						
		フロント・ホイール・ベアリング のがた				◆						
		リア・ホイール・ベアリング のがた				◆						
緩衝装置	取付部及び連結部	緩み、がた及び損傷		◇	●	◎	◎	◎				
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷				●						

点検整備項目			点検整備時期				厳しい使用れ方の条件 詳しくは、P2“点検整備方式の見方”を参照 ください。				備考
			日常 点検	6 ヶ 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と					
点検箇所			点検項目								
動力伝達装置	トランスミッション及び トランスファ(減速機)	油漏れ及び油量			◆	◆					
	プロペラ・シャフト及び ドライブ・シャフト	連結部の緩み			◆	◆					
		自在継手部のダストブーツの亀裂 及び損傷			◇	●	◎	◎	◎		
電気装置	バッテリー	液量	●								12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要
		ターミナル部の接続状態			●	●					12Vバッテリーのみ
	電気配線	接続部の緩み及び損傷				●					高電圧ハネスは除く
原動機	本体	低速及び加速の状態	●								
	潤滑装置	オイル漏れ			●	●					
	冷却装置	水量	●								
		水漏れ			●	●					
灯火装置及び方向指示器		点灯又は点滅具合、汚れ 及び損傷	●								
警告器、窓拭器、 洗浄液噴射装置、 デフロスタ及び 施設装置		ウインド・ウッシャの液量及び 噴射状態	●								
		ワイパーの払拭状態	●								
車枠及び車体		緩み及び損傷				●					
その他		車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果			●	●					
運行において異状が 認められた箇所		当該箇所に異状がないこと	●								
電気自動車専用装置	充電装置	充電ポートへの異物混入及び損傷		○	○	○					
		ゴムキャップ 内部確認		○	○	○					

自家用乗用車 定期交換項目

定期交換部品項目	交換時期		備考
	年ごと交換 単位：年	走行キロ交換 単位：千km	
ブレーキ液	2[3]		
冷却水	4[15]	80[200]	スーパーロングライフクーラント

定期交換ページの見方

- ・ 「走行キロごとの整備(千km)」と「交換時期(年)」を併記しているフィルタ、油脂類は、そのどちらか早い方で交換します。
- ・ 「」は厳しい使われ方をする場合の交換時期を示します。
- ・ 「[]」は1回目の交換時期を示します。

※日産指定の油脂類は、取扱ガイド/取扱説明書の「サービスデータ」をご覧ください。

乗用レンタカー等 定期点検項目

点検整備項目			点検整備時期			備考
			日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	
点検箇所		点検項目				
かじ取り装置	ハンドル	操作具合			●	
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み			●	
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷			●	
		ボールジョイントのダストブーツの亀裂及び損傷			●	
	ナックル	連結部のがた			●	
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント			●	
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだ時の床板とのすき間		●	●	
		踏みしろ及び効き具合	●			
		ブレーキの効き具合		●	●	
	駐車ブレーキ機構	引きしろ（踏みしろ）	●	●	●	
		ブレーキの効き具合		●	●	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		●	●	
	リザーバ・タンク	液量	●		●	
	マスター・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	機能、摩耗耗及び損傷			●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間			●	
		パッドの摩耗			●	
		ディスクの摩耗及び損傷			●	
走行装置	ホイール	タイヤの状態			◆	
		タイヤの空気圧	●			
		タイヤの亀裂及び損傷	●			
		タイヤの溝の深さ	●※			
		タイヤの異状な摩耗	●			
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み		●	●	
		フロント・ホイール・ベアリングのがた			●	
		リア・ホイール・ベアリングのがた			●	
緩衝装置	コイル・サスペンション	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷			●	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷			●	

点検整備項目			点検整備時期			備考
			日常点検	6ヶ月ごと	1年ごと	
点検箇所		点検項目				
動力伝達装置	トランスミッション及びトランスファ(減速機)	油漏れ及び油量		◆	◆	
		連結部の緩み		◆	◆	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	自在継手部のダストブーツの亀裂及び損傷			●	
		継手部のがた			●	
電気装置	バッテリー	液量	●※			12Vバッテリーのみ 密閉式は点検不要
		ターミナル部の接続状態			●	12Vバッテリーのみ
	電気配線	接続部の緩み及び損傷			●	高電圧ハネは除く
原動機	本体	低速及び加速の状態	●※		●	
	潤滑装置	オイル漏れ		●	●	
	冷却装置	水量	●※			
		水漏れ			●	
灯火装置及び方向指示器		点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	●			
警音器、窓拭器、 洗浄液噴射装置、 デフロスタ及び 施錠装置		作用			●	
		ウインド・ウオッシャの液量及び 噴射状態	●※			
		ワイパーの払拭状態	●※			
車枠及び車体		緩み及び損傷			●	
座席		座席ベルトの状態			●	
その他		シャシ各部の給油脂状態		●	●	
		車載式故障診断装置(OBD)の診断の結果			●	
運行において異状が 認められた箇所		当該箇所に異状がないこと	●			
電気専用装置 自動車	充電装置	充電ポートへの異物混入及び損傷		○	○	
		ゴムキャップ内部確認		○	○	

乗用レンタカー等 定期交換項目

定期交換部品項目	交換時期		備考
	年ごと交換 単位：年	走行キロ交換 単位：千km	
ブレーキホース	4		
ブレーキ液	2		
ディスクキャリパのシール、ダストシール	4		
冷却水	3[5]	80[160]	スーパーロングライフクーラント

定期交換ページの見方

- ・ 「走行キロごとの整備(千km)」と「交換時期(年)」を併記しているフィルタ、油脂類は、そのどちらか早い方で交換します。
- ・ 「」は厳しい使われ方をする場合の交換時期を示します。
- ・ 「[]」は1回目の交換時期を示します。

※日産指定の油脂類は、取扱ガイド/取扱説明書の「サービスデータ」をご覧ください。